

資治通鑑 第 222 卷

【唐紀三十八】 起重光赤奮若，盡昭陽單闕六月，凡二年有奇。

■唐、**党項**党項、統国訳漢文大成 経子史部 第 12 卷 339p

肅宗文明武德大聖大宣孝皇帝下之下上元二年（辛丑，761年）

■春，正月，癸卯(39)，**史思明**は改元して應天とす。

■**[李展の討伐、田神功の大掠]****張景超**(李展側)は兵を引いて杭州を攻め、**李藏用**(唐側)の將の**李強**を石夷門に敗る。**孫待封**(李展側)は武康(吳は烏程・餘杭二県を分けて永安県を置く。晋は改めて永康と為し、又改めて武康と為す。唐には杭州に属す。浙江省錢塘道武康県、現・湖州市徳清県武康鎮)より南に出、將に**景超**に會して杭州(武康より南に出、狗頭嶺を過ぎ、杭州まで五十里)を攻めんとし、**溫晁**(去年に李藏用は溫晁をして餘杭に屯せしむ。餘杭より東のかた杭州錢塘県の界に至るまで十八里、又東二十七里にして杭州に至る。此れ陸路なり。故に溫晁は趨りて險に據る)は險に據りて撃ちて之を敗る。**待封**は身を脱して烏程に奔り、**李可封**は常州を以て降る。丁未(43)，**田神功**(唐側)は特進の**楊惠元**等をして千五百人を將いて西に**王[口恆]**を撃た使む。辛亥(47)夜，**神功**は先ず特進の**范知新**等を遣わして四千人を將いて白沙より濟り、西に下蜀に趣かしむ。(12-340p)**鄧景山**等をして千人を將いて海陵より濟り、東に常州に趣かしむ。**神功**は**邢延恩**と三千人を將いて瓜洲に軍し、壬子(48)，江を濟る。**展**は步騎萬餘を將いて蒜山(潤州の城西三里に在り、其の上に蒜多し。現・鎮江市丹陽市)に陳す。**神功**は舟を以て兵を載せて金山に趣き、會々大風ふき、五舟は飄して金山(揚子江の中に在り、南の方西津渡口に直る、潤州城を去ること七里)の下に抵り、**展**は其の二舟を屠り、其の三舟を沈め、**神功**は度るを得ず、還りて瓜洲に軍す。而して**范知新**等の兵は已に下蜀に至り、**展**は之を撃ち、勝たず。弟の**殷**は**展**に勧め、
「兵を引いて逃げて海に入り、歲月を延べる可からん」

と、**展**は曰く、

「若し事濟らざれば、何ぞ多く人の父子を殺すを用いん乎！死は、早きも晚きも等しき耳！」

遂に更に衆を帥いて力戦す。將軍の**賈隱林**は**展**を射、目に中たり而して仆(僕×)れ、遂に之を斬る。**劉殷**、**許嶧**等は皆な死す。**隱林**は、滑州人也。**楊惠元**等は**王[口恆]**を淮南に撃破し、**[口恆]**は兵を引いて東に走り、常熟(蘇州に属す、現・蘇州市常熟県)に至り、乃ち降る。**孫待封**は**李藏用**に詣りて降る。**張景超**は兵を聚めて七千餘人に至り、**展**の死するを聞き、悉く兵を以て**張法雷**に授け、杭州を攻め使め、**景超**は逃げて海に入る。**法雷**は杭州に至り、**李藏用**は之を撃破し、餘黨は皆な平らぐ。平盧軍(田神功の率いる平盧の兵)は大掠すること十餘日。**安**、**史**之亂に、亂兵は江、淮に及ばず、是に至り、其の民は始めて荼毒(害毒)に罹る矣。

■荆南節度使の**呂誼**は奏す、

「請う江南之潭、岳、郴、邵(漢の召陵都梁の地。唐の武德四年に南梁州を置く。貞觀十年、更めて邵州と名づく、湖南省湘江道寶慶県、現・邵陽市邵陽県)、永、道、連、黔中之涪州を以て、皆な荆南に隸せん」

之に従う。

■**党項**二月，奴刺(西羌の一部)、党項は寶雞(至徳二載に陳倉県を改めて寶雞県と為す。時に鳳翔府に属す、陝西省関中道)を寇し、大散關を焼き、南に鳳州に侵し、刺史の**蕭[心叟]**を殺し、大掠し而して西す。鳳翔節度使の**李鼎**は追撃して之を破る。

■**新羅**戊辰(4)，新羅王の**金嶷**は入朝し、因りて宿衛するを請う。(王が宿衛とは不可解。資治通鑑のみにある記述)

【僕固懷恩は李光弼に服さず】

■[東都の燕兵の帰心を狙う]或は言う、

「洛中の將士は皆な燕人なり、久しく戍して歸らんことを思い、上下は離心す。急に之を撃てば、破るも可也。」

陝州觀軍容使の魚朝恩は以て信に然りと為し、屢々上に言い、上は李光弼等に敕して進みて東京を取らしむ。光弼は奏して稱す、

「賊の鋒は尚ほ鋭なり、未だ輕々しく進む可からず。」

朔方節度使の僕固懷恩は、勇にし而して復、麾下は皆な蕃、漢の勁卒にして、功を恃み、多く不法なり。

郭子儀は寛厚にして曲げて之を容れ、兵を用いて敵に臨む毎に、倚りて以て事を集す。李光弼の性は嚴にして、一に之を裁するに法を以てし、假貸する所無し。懷恩は光弼を憚り而して心に之を惡み、乃ち朝恩に付き、言う、

「東都取る可し。」(僕固懷恩は李光弼の軍を覆して以て其の私を成さんと欲す)

是に由りて中使は相い繼ぎ、光弼を督して師を出さ使む、光弼は已むを得ず、鄭陳節度使の李抱玉をして河陽を守ら使め、懷恩と兵を將いて朝恩及び神策節度使の衛伯玉に會して洛陽を攻める。

■[僕固懷恩は命令を守らず敗退]戊寅(14)、邙山に陳す。光弼は命じて險に依り而して陳せしむ、懷恩は平原に陳し、光弼は曰く、

「險に依れば則ち以て進む可く、以て退く可し。(12-341p)若し平原ならば、戦い而して不利なれば則ち盡きん矣。思明は忽^{ゆるが}せにする可からざる也。」

命じて險に移らしめ、懷恩は復た之を止む。史思明は其の陳の未だ定まざるに乗じ、兵を進めて之に薄り、官軍は大敗し、死者は數千人、軍資器械は盡く之を棄てる。光弼、懷恩は河を渡り走りて聞喜を保ち、朝恩、伯玉は奔りて陝に還り、抱玉も亦た河陽を棄てて走り、河陽、懷州は皆な賊に没す。朝廷は之を聞き、大いに懼れ、兵を益して陝に屯せしむ。

■[李揆は呂諲と対立して左遷]李揆は呂諲と同じく相と為り(乾元二年、上元元年に呂諲は罷む)、相い悦ばず。

諲は荊南に在り、善政を以て聞き、揆は其の復た入りて相たるを恐れ、奏して言う、

「軍を湖南に置くは便に非ず」(潭・郴・邵・永・道・連はみな洞庭湖の南に在り。呂諲は之を兼ね領せんと請う。故に李揆は其の便に非ざるを言う)

と、又た陰に人をして荊(荊南)、湖(湖南)に如き諲の過失を求め使む。諲は上疏して揆の罪を訟え、癸未(19)、揆を袁州長史に貶し、河中節度使の蕭華を以て中書侍郎、同平章事と為す。

【史朝義のクーデター】

■[史思明は長男の朝義を冷遇]史思明は猜忍にして殺を好み、群下は小しく意の如くならざれば、動もすれば族誅に至り、人は自ら保んぜず。朝義は、其の長子也、常に思明に従いて兵を將い、頗る謙謹にして、士卒を愛し、將士は多く之に附く。思明に寵無く、思明は少子の朝清を愛し、范陽を守ら使め(前卷前年にあり)、常に朝義を殺し、朝清を立てて太子と為さんと欲し、左右は頗る其の謀を洩らす。思明は既に李光弼を破り、勝ちに乗りて西に關に入らんと欲し、朝義をして兵を將いて前鋒と為し、北道より陝城を襲わ使め、思明は南道(二嶠の間に出ず。漢の建安中に曹公は西のかた巴蜀を討ち、南路の險なるを惡み、さらに北道を開く)より大軍を將いて之に繼ぐ。三月、甲午(30)、朝義の兵は礪子嶺(礪子坂、陝城の東)に至り、衛伯玉は逆え撃ち、之を破る。朝義は數々兵を進め、皆な陝兵の敗る所と為る。思明は退きて永寧に屯し、朝義を以て怯と為

し、曰く、

「終に吾が事を成すに足らず！」

軍法を按じて**朝義**及び諸將を斬らんと欲す。戊戌(34)、**朝義**に命じて三隅城(新唐書には三角城に作る。蓋し一角は山に依り、止だ其の三角を築く)を築かしめ、軍糧を貯えんと欲し、一日にして畢わるを期し、**朝義**は築き畢わり、未だ泥せず、**思明**は至り、語りて之を怒り、左右をして馬を立てて泥を監せ令め、**斯須**に而して畢わる。**思明**は又た曰く、

「陝州に克つを俟ち、終に此の賊を斬らん。」

朝義は憂懼し、為す所を知らず。

■[史朝義は部下が史思明を殺すを許す] **思明**は鹿橋驛(永寧の傳舎なり、貞觀十七年、嘗て永寧県を此処に徙す)に在り、腹心の**曹將軍**をして兵を宿衛せ令む。**朝義**は逆旅(旅舎)に宿し、其の部將の**駱悦**、**蔡文景**は**朝義**を説いて曰く、

「悦等は王と、死すこと日無からん矣！古より廢立有り、請う**曹將軍**を召して之を謀らん。」

朝義は首を俯して應じず。**悦**等は曰く、

「王は苟くも許さず、悦等は今**李氏**に歸せん、王も亦た全からざらん矣。」

朝義は泣いて曰く、

「諸君は善く之を為せ、**聖人**(当時臣子は其の君父を聖人という)を驚かす勿れ！」

悦等は乃ち**許叔冀**之子の**季常**をして**曹將軍**を召さ令め、至り、則ち其の謀を以て之に告げる。**曹將軍**は諸將の盡く怨むを知り、禍が己に及ぶを畏れ、敢えて違わず。是の夕、**悦**等は**朝義**の部兵三百を以て甲を被りて驛に詣り、(12-342p)宿衛の兵は之を怪しみ、**曹將軍**を畏れ、敢えて動かず。**悦**等は兵を引いて入りて**思明**の寢所に至り、**思明**が廁に如くに値い、左右に問う、未だ對えるに及ばず、己に數人を殺し、左右の指は之を示す。**思明**は變有るを聞き、垣を逾えて廄中に至り、自ら馬を備(続は韃、馬の支度をする)して之に乗り、**悦**(悦人×)の兼人(從者)の**周子俊**は之を射、臂に中たり、馬より墜ち、遂に之を擒とす。**思明**は問う、

「亂する者は誰とか為すや？」

悦は曰く、

「**懷王**(史朝義)の命を奉じる。」

思明は曰く、

「我朝來語失せり(朝來を斬らんと欲するを謂う)、其の此くに及ぶは宜なるかな。然れども我を殺すはただ早し、何ぞ我が長安に克つを待たざるや！今事は成らず矣。」

悦等は**思明**を柳泉驛(鹿橋驛の東三十里)に送り、之を囚え、還りて**朝義**に報じて曰く、

「事成れり矣。」

朝義は曰く、

「**聖人**を驚かさざる乎？」

悦は曰く、

「無し。」

時に**周摯**、**許叔冀**は後軍を將いて福昌(柳泉驛の東の県。洛州に属す。河南省河洛道宜陽県に西六十里、現・洛陽市宜陽県)に在り、**悦**等は**許季常**をして往きて之に告げ使め、**摯**は驚いて地に倒れる。**朝義**は軍を引いて還り、**摯**、**叔冀**は來たりて迎え、**悦**等は**朝義**に勸めて**摯**を執えて、之を殺さ使む。軍は柳泉に至り、**悦**等は衆心の未だ

壹ならずを恐れ、遂に**思明**を縊殺し、屍を以て其の屍を裹み、橐駝(駱駝の異名)負いて洛陽に歸る。

■**[史朝義は皇帝即位、諸節度使は従わず]**朝義は皇帝に即位し、改元して顯聖とす。密に人をして范陽に至らせ、散騎常侍の**張通儒**等に敕して朝清及び朝清の母の**辛氏**並びに己に附かざる者數十人を殺さしむ。其の黨は自ら相い攻撃し、城中に戦ふこと數月、死者は數千人、范陽は乃ち定まる。朝義は其の將の柳城の**李懷仙**を以て范陽尹、燕京留守と為す。時に洛陽の四面の數百里の、州、縣は皆な丘墟と為り、而して朝義の部する所の節度使は皆な**安祿山**の舊將なり、思明と等夷なり、朝義は之を召すも、多くは至らず、略ぼ相い羈縻し而して已む、其の用を得る能わず。

【各地での武装蜂起、史朝義勢力縮小】

■**李光弼**は上表し、固く自ら貶するを求める。制して開府儀同三司、侍中を以て、河中節度使を領せしむ。

■**[朱融の反乱失敗]**術士の**長塞**(長塞鎮は當に蔚州の界に在るべし。唐の制では上鎮將は正六品下、中鎮將は正七品上、下鎮將は正七品下)の鎮將の**朱融**は左武衛將軍の**竇如玢**等と嗣岐王の**珍**を奉じて亂を作さんと謀り、金吾將軍の**邢濟**は之を告げる。夏、四月、乙卯(51)朔、珍を廢して庶人と為し、溱州に安置し、其の黨は皆な伏して誅せらる。珍は、**業**(上皇の弟)之子也。丙辰(52)、左散騎常侍の**張鎬**は辰州(盧溪郡。漢の辰陵沅陵義陵縣の地、現・湖南省湘西トゥチャ族ミャオ族自治州瀘溪縣)の司戸に貶せらる。鎬は嘗て珍の宅を買うが故也。

■己未(55)、吏部侍郎の**裴遵慶**を以て黄門侍郎、同平章事と為す。

■乙亥(11)、青密節度使の**尚衡**は史朝義の兵を破り、斬首は五千餘級。

■丁丑(13)、兗鄆節度使の**能元皓**は朝義の兵を破る。

■**[四川の段子璋は梁王を自称]**壬午(18)、梓州(梓潼郡、漢の郿縣廣漢氏道の地、現・四川省綿陽市三台縣)刺史の**段子璋**は反し、子璋は驍勇にして、上皇に従いて蜀に在りて功有り、東川節度使の**李旻**は奏して之に替わり、子璋は兵を擧げ、旻を綿州に襲う。道は遂州(現・四川省遂寧市船山区)に過ぎ、刺史の號王の**巨**、(12-343p)蒼黃(青ざめて)として屬郡の禮を修めて之を迎え、子璋は之を殺す。李旻は戦いて敗れ、成都に奔り、子璋は梁王を自稱し、改元して黄龍とし、綿州を以て龍安府と為し、百官を置き、又た劍州(普安に治す、漢の梓潼縣?、現・四川省广元市劍閣縣)を陷す。

■五月、己丑(25)、**李光弼**は河中より入朝す。

■**[肅宗は張后を畏れる]**初め、**李輔國**は張后と同じく謀り上皇を西内に遷す(前卷前年にあり)。是の日端午、山人の**李唐**は上に見える、上は方に幼女を抱き、唐に謂って曰く、

「朕は之を念う、卿は怪しむ勿れ也。」

對えて曰く、

「太上皇は陛下を見んことを思う、計るに亦た陛下之公主を念うが如き也。」

上は泫然として泣下る、然れども張后を畏れ、尚ほ敢えて西内に詣らず。

■**[党項]**癸巳(29)、党項は寶雞を寇す。初め、**史思明**は其の博州刺史の**令狐彰**を以て滑鄭汴節度使と為し、數千の兵を將いて滑台に戍す。彰は密に中使の**楊萬定**に因りて表を通じ降を請い、屯を杏園度に徙す。思明は之を疑い、其の將の**薛岌**を遣わして之を圍む。彰は岌と戦い、大いに之を破り、因りて萬定に隨いて入朝す。甲午(30)、彰を以て滑、衛等六州(滑・衛・相・貝・魏・博)節度使と為す。

■**[侯希逸は范陽の兵を撃つ]**戊戌(34)、平盧節度使の**侯希逸**は史朝義の范陽の兵を撃ち、之を破る。

■**[段子璋の討伐]**乙未(31)、西川節度使の**崔光遠**は東川節度使の**李旻**と共に綿州を攻め、庚子(36)、之を抜き、段子璋を斬る。

■ **[李光弼を河南に派遣]**復た李光弼を以て河南副元帥、太尉兼侍中、都統河南、淮南東西、山南東、荊南、江南西、浙江東西八道行營節度と為し、出でて臨淮(泗州)に鎮せしむ。

■ 六月，甲寅(50)，青密(おそらくは兗郡、上にあり)節度使の能元皓は史朝義の將の李元遇を敗る。

■ **[李恒は侯令儀に責任転嫁]**江淮都統の李恒は守りを失う(前卷前年にあり)之罪を畏れ、咎を浙西節度使の侯令儀に歸し、丙子(12)，令儀は坐して除名され、康州(晋康郡に因りて名づく、端溪県に治す)に長流される。田神功に開府儀同三司を加え(劉展を平らげる功を賞する)、徐州刺史(平盧兵馬使より徙る)に徙す。李恒、鄧景山を征して京師に還らしむ。

■ **[党項]**戊寅(14)，党項は好時(陝西省関中道乾県の西北三十五里)を寇す。

■ 秋，七月，癸未(19)朔，日之を食する有り、既に、大星は皆な見える。

■ 試少府監の李藏用を以て浙西節度副使と為す。

■ **[李輔國の宰相阻止]**八月，癸丑(49)朔，開府儀同三司の李輔國に兵部尚書を加える。乙未(31)，輔國は赴上(僕射尚書が省に赴き職に供するをいう)し、宰相朝臣は皆な之を送り、御廚饌を具し、太常は樂を設ける。輔國は驕縦なること日々甚だし、宰相と為るを求める。上は曰く、

「卿之功を以てすれば、何の官か為る可からざらん、其れ朝望未だ允^{かな}わざるを如何せん！」

輔國は乃ち僕射の裴冕等に諷し己を薦めしむ。上は密に蕭華に謂って曰く、

「輔國は宰相と為るを求め、若し公卿の表來れば、與えざるを得ざらん。」

華は出で、冕に問い、曰く、

「初め此の事無し、吾が臂は斷つ可くも、宰相は得可からず！」

華は入りて之を言い、(12-344p)上は大いに悦ぶ。輔國は之を銜む。

■ 己巳(5)，李光弼は河南の行營に赴く。

■ **[李若幽を節度使]**辛巳(17)，殿中監の李若幽を以て朔方、鎮西、北庭、興平、陳鄭等節度行營及び河中節度使と為し(李光弼の交代)、絳州に鎮し、名を國貞と賜わる。

■ 九月，甲申(20)，天成地平節(上は景雲二年九月三日に生まれる、その日)、上は三殿(大明宮中に麟德殿有り、仙居殿の西北に在り、此の殿三面、亦た三殿を以て名と為す)に於いて道場を置き、宮人を以て佛菩薩と為し、北門の武士を金剛神王(南宋の詩人・政治家の范成大曰く、在処の寺門に両金剛神有り。是れ千仏數中最後の者。一を婁至徳と名づけ、一を青葉髻と名づく)と為し、大臣を召し膜拜(合掌して額を付けて拝する)圍繞(回りを 囲い廻らす)せしむ。

■ **[尊號を去る]**壬寅(38)，制して尊號を去り、但だ皇帝を稱す。年號を去り、但だ元年を稱す。建子の月を以て歲首と為し、月は皆な建する所をもって數と為す。因りて天下に赦す。京兆、河南、太原、鳳翔の四京(220 卷至徳元載にあり)及び江陵南都之號(前卷前年)を停める。今より五品以上の清望京官及び郎官、御史、刺史を除する毎に、一人を擧げて自ら代わら令め、其の擧げる所を觀、以て殿最を行う。

■ **[江淮の大飢饉]**江、淮は大いに饑え、人相い食む。

【李藏用の粛清】

■ **[李藏用は反するとし、殺される]**冬，十月，江淮都統の崔圓は李藏用を署して楚州刺史と為す。會々支度租庸使(江淮の租庸を支度せしむる者なり)は劉展之亂に、諸州倉庫の物を用いるに准(基準)無きを以て、奏して征驗せんと請う。時に倉猝に兵を募り、物は多く散亡し、之を征するも足らず、諸將は往往にして産を賣り以て之を償う。藏用は其の己に及ぶを恐れ、嘗て人と言ひ、頗る悔恨する有り。其の牙將の高干は故の怨みを挾み、人をして廣陵に詣りて藏用の反するを告げ使め、先ず兵を以て之を襲い、藏用は走り、干は

追いて之を斬る。**崔圓**は遂に**藏用**の將吏を簿責し以て之を驗し、將吏は畏れ、皆な其の狀を附成(高干の言に付き、以て李藏用の反狀を成す)す。獨り**孫待封**は堅く反せざるを言い、**圓**は命じて引き出して之を斬らしむ。或は謂って曰く、

「子は何ぞ衆に従い以て生を求めざるや！」

待封は曰く、

「吾は始め**劉大夫**(**劉展**)に従い、詔書を奉じて來たりて鎮に赴く(前卷前年にあり)、人は吾が反すと謂う。**李公**は兵を起こして**劉大夫**を滅ぼせりと、今又た**李公**を以て反すと為す。此くの如く、誰か則ち反に非ざる者は、庸んぞ極まり有らん乎！吾は寧ろ死に就き、人を誣うるに罪に非ざるを以てする能わず。」

遂に之を斬る。

■**建子月**、壬午(18)朔、上は朝賀を受け、正旦の儀の如し。

■**[嚴莊を殺さず]**或は告げる、

「鴻臚卿の**康謙**は**史朝義**と通ず」

と、事は司農卿の**嚴莊**に連なり、俱に獄に下る。京兆尹の**劉晏**は遣吏して**莊**の家を防守せしむ。上は尋いで敕して**莊**を出し、引見す。**莊**は**晏**を怨み、因りて言う、

「**晏**は臣と言うに、常に禁中の語を道い、功に矜り上を怨む。」

丁亥(23)、**晏**を通州(通川郡、漢の宕渠県、現・四川省達州市通川区)刺史に、**莊**を難江(漢の宕渠の地。唐の初め集州を置き、難江を以て治所と為す、現・四川省巴中市南江県)の尉に貶し、**謙**は伏して誅せらる。

■**[元載は財利を專掌]**戊子(24)、御史中丞の**元載**は戸部侍郎と為り、句當度支、鑄錢、鹽鐵兼江淮轉運等使に充てる。**載**は初め度支郎中と為り、敏悟にして善く奏對し、(12-345p)上は其の才を愛し、委ねるに江淮の漕運を以てし、數月、遂に**劉晏**に代わり、財利を專掌す。

■戊戌(34)、冬至。己亥(35)、上は上皇に西内に朝す。

■**[衛伯玉は河南進出]**神策節度使の**衛伯玉**は**史朝義**を攻め、永寧(永寧・澠池・福昌は河南府に屬す)を抜き、澠池、福昌、長水(洛州に屬す、本は盧氏の地)等の縣を破る。

■己酉(45)、上は太清宮(丹鳳門の左、南第二坊に在り)に朝獻す。庚戌(46)、太廟(朱雀街の東第二街北來第二坊に在り)、元獻廟(上の母元獻后の廟)に享す。**建丑月**、辛亥(47)朔、園丘の太一壇(乾元元年に立つこと220卷にあり)を祀る。

■**[侯希逸は李懷仙を破る]**平盧節度使の**侯希逸**は范陽と相い攻めること連年、救援は既に絶ち、又た奚の侵す所と為り、乃ち悉く其の軍二萬餘人を擧げて**李懷仙**(柳城の胡人、契丹より安祿山に仕える)を襲い、之を破り、因りて兵を引き而して南す。

肅宗文明武德大聖大宣孝皇帝下之下寶應元年(壬寅、762年)

■**建丙月**(**続は建寅月**、去年九月に勅して建子の月を以て歳首と為す。而るに通鑑なお建寅の月を以て歳首と為すは、是の都市四月に制して月数を復して皆其の旧の如くするを以てなり)、甲申(20)、**靖德太子**の**琮**(上皇の長子、天寶十載に薨ず)を追尊して**奉天皇帝**と為し、妃の**竇氏**を**恭應皇后**と為し、丁酉(33)、**齊陵**(京兆昭應県の東十六里、現・陝西省西安市臨潼区)に葬す。

■甲辰(40)、吐蕃は遣使して和を請う。

■**[李光弼は許州を抜く]****李光弼**は許州(現・河南省許昌市禹州市潁川)を抜き、**史朝義**の署する所の潁川太守の**李春**を擒とす。**朝義**の將の**史參**は之を救い、丙午(42)、城下に戦い、又た之を破る。

■戊申(44)，平盧節度使の侯希逸は青州に於いて北に河を渡り而して田神功、能元皓に兗州に會う。

■[租庸使の元載の活躍]租庸使の元載は江、淮が兵荒を経ると雖も、其の民は諸道に比して猶ほ資産有るを以て、乃ち籍を按じ八年(天寶十三載より上元二年に止まる。天寶十三載は天下未だ乱れず、租調の入りは盛と為す。十四載に安祿山反し、始めて違負捕逃有り。是より去年に至るまで大難未だ平がず、戦兵息まず、違負捕逃は年に、一年よりも甚だし)の租調之違負し及び逋逃する者を擧げ、其の大數を計り而して之を征す。豪吏を擇びて縣令と為し而して之を督せしめ、負之有無、資之高下を問わず、民の粟帛有る者を察して徒を發して之を圍み、其の有する所を籍し而して之を中分し、甚しき者は什に八九を取り、之を白著(故無くして財物を費散する者)と謂う。服せざる者有れば、嚴刑を以て之を威す。民の穀十斛を蓄える者有れば、則ち足を重ねて以て命を待つ、或は山澤に相い聚りて群盜を為す、州縣は制する能わず。

■[都の名称変更]建卯月、辛亥(47)朔、天下に赦す。復た京兆を以て上都と為し、河南を東都と為し、鳳翔を西都と為し、江陵を南都と為し、太原を北都と為す。

■[奴刺]奴刺(突厥の一部族、回鶻と関連)は成固(漢中に属す、現・陝西省漢中市城固県)を寇す。

■[河東節度使の再々の失敗]初め、王思禮は河東節度使と為り(乾元元年に太原に鎮す)、資儲は豐衍にして、軍を贍らす之外、米百萬斛を積み、(12-346p)奏して五十萬斛を京師に輸ぶを請う。思禮は薨じ(去年)、管崇嗣が之に代わり、政を為すに寛弛にして、左右を信任し、數月間、耗散して殆んど盡き、惟だ陳腐の米萬餘斛在るのみ。上は之を聞き、鄧景山を以て之に代える。景山は至り、則ち出入する所を鉤校す、將士の輩は多く隱没する有り、皆な懼れる。裨將有り罪に抵り死に當たる、諸將は之を請い、許さず。其の弟は兄に代わりて死せんと請い、亦た許さず。一馬を入れて以て死を贖わんと請う、乃ち之を許す。諸將は怒りて曰く、

「我が輩は曾ち一馬にも及ばざる乎！」

遂に亂を作し、癸丑(49)、景山を殺す。上は景山が撫御すること所を失い以て亂を致すを以てすと、復た亂者を推究せず、遣使して慰諭し以て之を安んず。諸將は請いて都知兵馬使、代州刺史の辛雲京を以て節度使と為す。己未(55)、雲京を以て北都留守、河東節度使と為す。雲京は張光晟(辛雲京に徳有ること前卷乾元二年にあり)を奏して代州刺史と為す。

■[絳州支配の困難]絳州は素より儲蓄無く、民間は饑え、賦斂する可からず、將士の糧賜は充たず、朔方等の諸道行營都統の李國貞は屢々狀以て聞す。朝廷未だ報ぜず、軍中は咨怨す。突將(驍勇の士を領す)の王元振は將に亂を作さんとし、衆に矯令して曰く、

「來日都統の宅を修め、各々畚鍤(畚は竹を織りて作る器、鍤は鋤。竹のもっこ)を具し、命を門に待て。」

士卒は皆な怒り、曰く、

「朔方の健兒は豈に宅を修める夫ならん邪！」

乙丑(1)、元振は其の徒を帥いて亂を作し、牙城門を燒く。國貞は獄に逃げ、元振は之を執り、卒の食を前(彰×)に置き、曰く、

「此を食わせ而して其の力を役するは、可なる乎？」

國貞は曰く、

「宅を修めるは則ち之れ無し、軍食は則ち屢々奏し而るに未だ報ぜず、諸君は知る所也。」

衆は退かんと欲す。元振は曰く、

「今日之事は、何ぞ必ずしも更に問わん！都統死せざれば、則ち我が輩は死せん矣。」

遂に刃を抜いて之を殺す。鎮西、北庭の行營の兵は翼城(絳州に属す。本は漢の絳県。山西省河東道翼城県東南三十五里、

現・臨汾市翼城県)に屯し、亦た節度使の**荔非元禮**を殺し、裨將の**白孝德**を推して節度使と為し、朝廷は因り而して之を授く。

■**[王仲升は捕虜となる]**戊辰(4)、淮西節度使の**王仲升**は**史朝義**の將の**謝欽讓**と申州城下に戦い、賊の虜とする所と為り、淮西は震駭す。會々**侯希逸**、**田神功**、**能元皓**は汴州を攻め、**朝義**は**欽讓**の兵を召して之を救わしむ。

■**[絳州に郭子儀を投入]**絳州の諸軍は剽掠して已まず、朝廷は其の太原の亂軍と合從して賊に連なるを憂い、

「新進の諸將は能く鎮服する所に非ず」

と、辛未(7)、**郭子儀**を以て汾陽王と為し、朔方、河中、北庭潞澤節度行營に知たり、興平、定國等軍副元帥を兼ねしめ、京師の絹四萬匹、布五萬端、米六萬石を發して以て絳の軍に給す。

■**[肅宗の不豫]**建辰月、庚寅(26)、**子儀**は將に行かんとし、時に上は不豫なり、群臣は進見するを得る莫し。**子儀**は請いて曰く、

「老臣は命を受け、將に外に死せんとす、陛下を見ざれば、目は瞑せず矣！」

上は召して臥内に入れ、謂って曰く、

「河東之事は、一に以て卿に委ねる。」

■**史朝義**は兵を遣わして**李抱玉**を澤州に圍ましむ、**子儀**は定國の軍を發して之を救う、乃ち去る。(12-347p)

■**[來瑱の召喚危うし]**上は山南東道節度使(襄・鄧・隨・唐・安・均・房・金・商の九州を領す)の**來瑒**を召して京師に赴かしむ。**瑒**は襄陽に在るを樂しみ、其の將士は亦た之を愛し、乃ち所部の將吏に諷して上表して之を留めしめ、行きて鄧州に及び、復た鎮に還ら令む。荆南節度使の**呂誼**、淮西節度使の**王仲升**及び中使の往來する者は言う、

「**瑒**は曲げて衆心を収め、恐らくは久しく制し難からん。」

上は乃ち商、金、均、房を割き別に觀察使を置き、**瑒**をして止だ六州(この四州を分ければ五州を余すのみ。亦た郢・復の二州の内一州を増すかも)を領せ令む。會々**謝欽讓**は**王仲升**を申州に圍むこと數月、**瑒**は之を怨み、兵を按じて救わず、**仲升**は竟に敗没す。行軍司馬の**裴戎**(草冠に戎の字)は**瑒**の位を奪わんと謀り、密に表す、

「**瑒**は倔強にして制し難し、請う兵を以て襲いて之を取らん」

と、上は以て然りと為す。癸巳(29)、**瑒**を以て淮西、河南十六州節度使と為し、外に寵任を示し、實は之を圖らんと欲す。密に敕し**戎**を以て**瑒**に代わりて襄、鄧等州防禦使と為す。

■**[奴刺]** **[党項]**甲午(30)、奴刺は梁州を寇し、觀察使の**李勉**は城(山南西道觀察使は司を梁州に置く)を棄てて走り、邠州刺史の河西の**臧希讓**を以て山南西道節度使(梁・洋・集・壁・文・通・巴・興・鳳・利・開・渠・蓬の十三州を領す)と為す。丙申(32)、党項は奉天(雍州に属す)を寇す。

■**[李輔國は宰相の蕭華を追い落とす]****李輔國**は宰相を求めれども得ざる(上の上元二年八月にあり)を以て**蕭華**を怨む。庚午(6)、戸部侍郎の**元載**を以て京兆尹と為す。**載**は**輔國**に詣りて固辭し、**輔國**は其の意を識る。壬寅(38)、司農卿の**陶銳**を以て京兆尹と為す。**輔國**は言う、

「**蕭華**は權を専らにす、請う其の相を罷めん」

と、上は許さず。**輔國**は固く請いて已まず、乃ち之に従う、仍って**元載**を引いて**華**に代わらしむ。戊申(44)、**華**は罷めて禮部尚書と為り、**載**を以て同平章事とし、度支、轉運使を領すること故の如し。

■建巳月(四月)、庚戌(46)朔、澤州刺史の**李抱玉**は**史朝義**の兵を城下に破る。

■[尼真如]壬子(48), 楚州刺史の崔旉は表して稱す,

「尼真如有り, 恍惚として天に登り, 上帝を見, 賜るに寶玉十三枚(玄黄天符・玉雉・穀壁・西王母の城擲二枚・碧色寶・如意寶珠・紅靺鞨・琅玕珠二枚・玉玦・皇后採桑鉤・雷公石斧・玦の十三寶、日中に置けば皆白氣は天に連なるという)を以てす, 云う、中國に災有り, 此を以て之を鎮せよと。」

群臣は表して賀す。

【玄宗・肅宗の薨去】

■[上皇死し、肅宗は病、太子監国]甲寅(50), 上皇は神龍殿(蓋し中宗は神龍の間に於いて之に居る。遂に以て殿に名づく)に崩す, 年は七十八。乙卯(51), 坐(神坐)を太極殿に遷す。上は疾に寝ねるを以て, 哀を内殿に發し, 群臣は哀を太極殿に發す。蕃官の面を瘵き耳を割く者は四百餘人。丙辰(52), 苗晉卿に命じて塚宰を攝せしむ。上は仲春より疾に寝ね, 上皇の登遐するを聞き, 哀慕して, 疾は轉た劇し, 乃ち太子に命じて監國せしむ。甲子(0), 制して改元す(寶應)。復た建寅を以て正月と為し, 月數は皆な其の舊の如し天下に赦す。

■[張后誅殺、肅宗崩御し代宗即位]初め, 張后は李輔國と相い表裡し(前卷乾元二年にあり), 專權して事を用い, 晩年, 更に隙有り。内射生使(宦官を以て射生手を領す)の三原の程元振は輔國に黨す。上の疾は篤く, 后は太子を召して謂って曰く、

「李輔國は禁兵を典ること久しく, 制敕は皆な之より出で, 擅に逼りて聖皇(玄宗の尊号を聖皇帝)を遷す, 其の罪は甚大なり, 忌む所の者は吾と太子なり。今主上は彌留(危篤)す, 輔國は陰に程元振と亂を作さんを謀る, 誅せざる可からず。」

太子は泣いて曰く、

「陛下の疾は甚だ危うし, 二人は皆な陛下の勳舊之臣なり, 一旦(一日×)告げず而して之を誅せば, 必ず震驚を致さん, 恐らくは堪える能わざる也。」

后は曰く、

「然らば則ち太子は姑く歸るべし, 吾は更に徐ろに之を思わん。」

太子は出で, 后は越王の系を召して謂って曰く、

「太子は仁弱なり, 賊臣を誅する能わず, 汝は之を能くす乎?」

對えて曰く、

「能し。」

系は乃ち内謁者監の段恆俊に命じて宦官の勇力有る者二百餘人を選びて, 甲を長生殿の後ろに授ける。

乙丑(1), 后は上の命を以て太子を召す。元振は其の謀を知り, 輔國に密告し, 兵を陵霄門(宮城の北面玄武門の西に在り)に伏して以て之を俟ち, 太子は至り, 難を以て告ぐ。太子は曰く、

「必ず是の事無し。主上の疾は, 亟にして我を召す, 我は豈に死を畏れ而して赴かざる可けん乎!」

元振は曰く、

「社稷の事は大なり, 太子は必ず入る可からず。」

乃ち兵を以て太子を飛龍殿(仗内の六閑の一、玄武門の外にあり)に送り, 且つ甲卒を以て之を守る。是の夜, 輔國、元振は兵を三殿に勅し, 越王の系、段恆俊及び知内侍省事の朱光輝等百餘人を收捕し, 之を系ぐ。太子之命を以て后を別殿に遷す。時に上は長生殿に在り, 使者は后に逼りて殿を下らしめ, 左右數十人を並せて後宮に幽し, 宦官宮人は皆な驚駭して逃散す。丁卯(3), 上は崩す(年 52)。輔國等は后並びに系及び亮王

の僞を殺す。是の日、**輔國**は始めて太子を引き九仙門(宮城の西面銀台門の北)に素服し宰相と相い見、**上皇**の晏駕するを叙し、拜哭し、始めて監國之令(太子に命じて監國せしむるは甲子前にあり、乙丑に内變あり、既に定まり、乃ち始めて行ふ)を行う。戊辰(4)、**大行皇帝**の喪を兩儀殿に發し、遺詔を宣す。己巳(5)、**代宗**は即位す。

■**[高力士は玄宗の崩ざるを慟哭し死す]**高力士(前卷上元元年に巫州に流される)は赦に遇いて還り、朗州に至り、上皇の崩ざるを聞き、號慟し、嘔血し而して卒す。

【李輔國は朝廷を専断】

■甲戌(10)、皇子の奉節(県名、四川省東川道奉節県、現・重慶市奉節県)王の**適**を以て天下兵馬元帥と為す。

■**[李輔國の横暴に帝は不満]**李輔國は功を恃んで益々横しまなり、明らか(面前でも言い忌憚なし)に上に謂つて曰く、

「大家は但だ禁中に居るべし、外事は老奴の處分に聽すべし。」

上は内に平かなる能わず、其の方に禁兵を握るを以て、外は之を尊禮す。乙亥(11)、**輔國**を號して尚父(齊の太公は周の武王を輔け、師尚父と号せらる。今その号を以て中人を寵す)と為し而して名いわず、事は大小と無く皆な之に咨り、群臣は出入するに皆な先ず**輔國**に詣る。亦た晏然として之に處る。内飛龍殿副使の**程元振**を以て左監門衛將軍と為す。知内侍省事の**朱光輝**(以下皆肅宗の左右)及び内常侍の**啖庭瑤**、山人の**李唐**等二十餘人は皆な黔中に流される。

■**[郭子儀は王元振らを誅殺し、河東定まる]**初め、**李國貞**は軍を治めること嚴にして、朔方の將士は樂しまず、皆な**郭子儀**を思い、故に**王元振**は之に因りて亂を作す。**子儀**は軍に至り、**元振**は自ら以て功と為し、**子儀**は曰く、

「汝は賊境(絳州は東のかた河南と界を接し、時に賊は河陽・河内に拠る)に臨み、輒ち主將を害せり、若し賊が其の鼻に乗れば、絳州は無からん矣。吾は宰相と為り、豈に一卒之私するを受けん邪！」

五月、庚辰(16)、**元振**及び其の同謀四十人を収め、皆な之を殺す(胡三省曰く、郭子儀は王元振を誅して、河東の諸鎮は皆な法を奉ず。僕固懷恩は河北諸州を分けて田承嗣等に授け、以て藩鎮の勢いを成せり。人を用いること慎まざる可けんやと)。辛雲京は之を聞き、亦た**鄧景山**を殺す(続により補填)者數十人を推按し、之を誅す。是に由りて河東の諸鎮は率ね皆な法を奉ず。

■壬午(18)、**李輔國**を以て司空兼中書令と為す。

■**[党項]**党項は同官、華原を寇す。

■**[平盧節度使の号]**甲申(20)、平盧節度使の**侯希逸**を以て平盧、青、淄(淄川に治す、山東省濟南道淄川県、現・淄博市淄川区)等六州(青・淄・齊・沂・密・海)節度使と為し、是に由りて青州節度は平盧之號有り。

■乙酉(21)、奉節王の**適**を徙して魯王と為す。

■庚寅(26)、上の母の**吳妃**を追尊して**皇太后**と為す。

■**[蕭華の左遷、李輔國全権掌握]**壬辰(28)、禮部尚書の**蕭華**(李輔國は相にならざるを以て蕭華を衝む)を貶して峽州司馬と為す。**元載**は**李輔國**の意を希い、罪を以て之を誣う也。

■敕して乾元の大小錢は皆な一は一に當て、民は始めて之を安んず。(前卷乾元二年に民は乾元の二品錢を便とせず)

■**[李光弼の威名]**史朝義は宋州を圍むより數月、城中の食は盡き、將に陥ちんとし、刺史の**李岑**は為す所を知らず。遂城(易州に遂城府有り)果毅の開封(漢の県、唐は汴州に屬す、河南省開封道開封県の南五十里、現・開封市祥符区)の**劉昌**は曰く、

「倉中に猶ほ麴數千斤有り、請う之を屑食せん。二十日に過ぎず、**李太尉**(李光弼)は必ず我を救わん。城東

の南隅は最も危く、昌は請う之を守らん。」

李光弼は臨淮に至り、諸將は朝義の兵の尚ほ強きを以て、南に揚州を保つを請う。光弼は曰く、

「朝廷は我に倚り以て安危と為す、我が復た退縮すれば、朝廷は何をか望まん！且つ吾は其の不意に出でれば、賊は安んぞ吾之衆寡を知らん！」

遂に徑ちに徐州に趣き、兗鄆節度使の田神功をして進みて朝義を撃たせしめ、大いに之を破る。是より先、田神功は既に劉展に克ち、揚州に留連して未だ還らず、太子の賓客の尚衡は左羽林大將軍の殷仲卿と兗、鄆に相い攻め、光弼が至ると聞き、其の威名を憚り、神功は遽に河南(河南道)に還り、衡、仲卿は相い繼いで入朝す。

■[李光弼は張參と対等]光弼は徐州に在り、惟だ軍旅之事は自ら之を決し、自餘の衆務は、悉く判官の張參に委ねる。參の吏事は精敏にして、區處は流れるが如く、諸將は事を白し、光弼は多く(諸將をして)參と之を議せ令め、諸將は事えること光弼の如く、是に由りて軍中は肅然とし(12-350p)、東夏は以て寧んず。是より先、田神功は偏裨より起こりて節度使と為り(去年六月に田神功は平盧節度使より兗鄆節度使となる)、前使の判官の劉位等を幕府に留め、神功は皆な其の拜を平受す。光弼が參と抗禮(対等の禮。胡三省は曰く、武夫悍將は、禮を以て化す可し。其の上に居る者は當に身を以て則と作すべしと)するを見るに及び、乃ち大いに驚き、遍く位等を拜して曰く、(濫×)

「神功は行伍より出でて、禮儀を知らず、諸君も亦た胡なんす為れぞ言わずして、神功之過ちを成す乎！」

■丁酉(43)、天下に赦す。

■皇子の益昌(天寶に利州を改めて益昌郡と為す)王の邈を立てて鄭王と為し、延を慶王と為し、迥を韓王と為す。

■[來瑱を山南東道節度使]來瑱は淮西に徙されると聞き、大いに懼き、上言す、

「淮西は糧無し、請う麥を収めるを俟ち而して行かん。」

又た將吏に諷して己を留ましむ。上は姑息無事なるを欲し、壬寅(38)、復た瑱を以て山南東道節度使と為す。

■[李輔國の奪権]飛龍副使の程元振は李輔國の權を奪わんと謀り、密に上に言い、

「請う稍裁製を加えん。」

六月、己未(55)、輔國の行軍司馬及び兵部尚書を解き、餘は故の如し、元振を以て代わりに元帥行軍司馬を判たらしめ、仍ほ輔國を遷し出でて外第(肅宗の時より常に禁中の内宅に居る)に居らしむ。是に於いて道路は相い賀す。輔國は始めて懼れ、上表して位を遜る。辛酉(57)、輔國の兼中書令を罷め、爵を博陸王に進める。輔國は入りて謝し、憤咽し而して言つて曰く、

「老奴は郎君に事えて了せず、請う地下に歸して先帝に事えん！」

上は猶ほ慰諭し而して之を遣る。

■壬戌(58)、兵部侍郎の嚴武を以て西川節度使と為す。

■[來瑱の動搖]襄鄧防禦使の裴谷は穀城(漢の筑陽縣の地。晋は義成郡及び義城縣を置く。隋の開皇十六年に郡を廢し縣を改めて穀城と曰う。湖北省襄陽道穀城縣、現・襄陽市穀城縣)に屯し、既に密敕を得、即ち麾下の二千人を帥いて漢(漢水)に沿いて襄陽に趣く。己巳(5)、谷水の北に陳す。瑱は兵を以て之を逆え、其の來たる所以を問ひ、對えて曰く、

「尚書は朝命を受けず、故に來たる。若し代を受ければ、謹んで當に兵を釋くべし。」

瑱は曰く、

「吾は已に恩を蒙り、復た留まりて此に鎮す、何ぞ代を受けること之れ有らん！」

因りて救及び告身を取りて之を示す、**瑱**は驚き惑う。**瑱**は副使の**薛南陽**と兵を縦ちて夾撃し、大いに之を破り、追いて**戎**を申口に擒とし、京師に送る。死を賜る。

■**[劉晏を京兆尹]**乙亥(11)，通州(去年十一月は通州に貶せらる)刺史の**劉晏**を以て戸部侍郎と為し京兆尹を兼ねしめ、度支、轉運、鹽鐵、鑄錢等使に充てる。

■**[郭子儀の権力拡大]**秋，七月，壬辰(28)，**郭子儀**を以て都知朔方、河東、北庭、潞、儀、澤、沁、陳、鄭等節度行營及び興平等軍副元帥とす。(時に潞儀澤沁陳鄭を以て一鎮と為し、李抱玉を以て節度使と為す。蓋し抱玉は先に陳鄭節度使を以て賊を討ち、行營に在り。李光弼の邙山の敗に、抱玉は澤州に奔る。陳鄭は賊の隔てる所と為る。朝廷は因りて之をして潞儀澤沁四州を節度せしむ)

■**[徐知道は反す]**癸巳(29)，劍南兵馬使の**徐知道**は反し、兵を以て要害を守り、**嚴武**を拒ぐ。**武**は進むを得ず。

■八月，桂州刺史の**刑濟**は西原の賊帥の**吳功曹**等を討ち、之を平らぐ。(12-351p)

■**[徐知道の討伐]**己未(55)，**徐知道**は其の將の**李忠勇**の殺す所と為り、劍南は悉く平らぐ。

■**[來瑱の入朝謝罪]**乙丑(1)，山南東道節度使の**瑱**は入朝して謝罪し、上は之を優待す。

■**[郭子儀入朝、京師に留まる]**己巳(5)，**郭子儀**は河東より入朝す。時に**程元振**は事を用い、**子儀**の功高く任重きを忌み、數々之を上を譖る。**子儀**は自ら安ぜず、表して副元帥、節度使を解かんと請う。上は之を慰撫し、**子儀**は遂に京師に留まる。

■**[浙東の袁晁を破る]**台州(現・浙江省台州市臨海市)の賊帥の**袁晁**は攻めて浙東の諸州を陥し、改元して寶勝とす。民は賦斂に疲れる者は多く之に歸す。**李光弼**は兵を遣わして**晁**を衢州(春秋の時の越の姑蔑の地。秦は以て太末県と為す。漢は分けて新安県を立つ。晋は信安と改める。唐は衢州を置く。浙江省金華道衢県、現・衢州市衢江区)に撃ち、之を破る。

■乙亥(11)，魯王の**適**を徙して雍王と為す。

■九月，庚辰(16)，**來瑱**を以て兵部尚書、同平章事と為し、山南東道節度使を知らしむ。

■乙未(31)，**程元振**に驃騎大將軍を加え内侍監を兼ねしむ。

■左僕射の**裴冕**は山陵使(方上の役、唐は山陵使を置き、宰相を以て之を為す)と為し、事を議し**程元振**と相い違う者有り、丙申(32)，**冕**を施州刺史に貶す。

【回紇の再来、李輔國の排除】

■**回紇****[僕固懷恩の縁で回紇を味方にす]**上は中使の**劉清潭**を遣わして回紇に使し、舊好を修め、且つ徵兵して**史朝義**を討たしむ。**清潭**は其の庭に至り、回紇の**登裡可汗**は已に**朝義**の誘う所と為り、云う、「唐室は繼ぎて大喪(玄宗・肅宗)有り、今中原は主無し、**可汗**は宜しく速かに來たりて共に其の府庫を收むべし。」

可汗は之を信じる。**清潭**は敕書を致して曰く、

「先帝は天下を棄てると雖も、今上は統を繼ぎ、乃ち昔日の廣平王にして、**葉護**(220 卷至徳二載にあり)と共に兩京(賊は西京)を収める者也。」

回紇は業已に兵を起こして三城(朔方の三受降城)に至り、州、縣は皆な丘墟と為るを見、唐を輕んじる之志有り、乃ち**清潭**を困辱す。**清潭**は使いを遣わして狀を言い、且つ曰く、

「回紇は國の十萬の衆を擧げて至らん矣！」

京師は大いに駭く。上は殿中監の**藥子昂**を遣わして往きて之を忻州の南に勞らわしむ。初め、**毘伽闕可汗**

は登裡の為に婚を求め、肅宗は僕固懷恩の女を以て之に妻あわし、登裡可敦と為す、可汗は懷恩と相い見るを請い、懷恩は時に汾州に在り、上は往きて之を見令め、懷恩は可汗の為に唐家の恩信の負く可からざるを言い、可汗は悦び、遣使して上表し、國を助けて朝義を討つを請う。可汗は蒲關より入らんと欲し、沙苑由り潼關を出でて東に向かい、藥子昂は之に説いて曰く、

「關中は數々兵荒に遭い、州縣は蕭條として、以て供擬する無し、恐らくは可汗は失望せん。賊兵は盡く洛陽に在り、請う土門より邢、洺、懷、衛を略し而して南し、其の資財を得以て軍裝に充てん。」

可汗は従わず。又た請う、

「太行より南下して河陰に據り、賊の咽喉を扼さん」

と、亦た従わず。又た請う、

「陝州の大陽津(続は太陽津、陝県の北に太陽穀有り。黄河の津濟の要なり)より河を渡り、太原の倉粟を食し、諸道と俱に進まん」

と、乃ち之に従う。(12-352p)

■**袁晁勢力拡大**袁晁は信州(上饒県に治す。江西省豫章道上饒県、現・上饒市)を陥す。

■冬、十月、袁晁は温州(現・浙江省温州市永嘉県)、明州(現・浙江省寧波市鄞州区)を陥す。

■**史朝義討伐体制**雍王の適(続は适)を以て天下兵馬元帥と為す。辛酉(57)、辭して行き、兼御史中丞の藥子昂、魏瑀を以て左、右廂兵馬使と為し、中書舍人の韋少華を以て判官と為し、給事中の李進を行軍司馬と為し、諸道節度使及び回紇に陝州に會し、進んで史朝義を討たしむ。上は郭子儀を以て適の副と為さんと欲し、程元振、魚朝恩等は之を沮み而して止む。朔方節度使の僕固懷恩に同平章事を加え絳州刺史兼ねしめ、諸軍節度行營を領し以て適に副たらしむ。(時に登里は懷恩の女と俱に来る、故に懷恩の母妻をして行營に詣らしめ、以て之を親結す)

■**李輔國の暗殺**上は東宮に在り、李輔國の專横なるを以て、心は甚だ平らかならず、位を嗣ぐに及び、輔國の張后を殺す之功有るを以て、顯かに之を誅するを欲せず。壬戌(58)夜、盜は其の第に入り、輔國之首及び一臂を竊み而して去る。有司に敕して盜を捕えしめ、中使を遣わして其の家を存問し、為に木首を刻して之を葬り、仍ほ太傅を贈る。

■丙寅(2)、上は僕固懷恩に命じて母、妻と俱に行營に詣る。

【唐軍の洛陽占領と史朝義の瓦解】

■**回紇****[回紇可汗は雍王の無礼を責める]**雍王の適は陝州に至り、回紇可汗は河北(陝州の)に屯し、適は僚屬從數十騎と往きて之を見る。可汗は適の拜舞せざるを責め、藥子昂は對えるに禮當に然らざるを以てす。回紇の將軍の車鼻は曰く、

「唐の天子は可汗と約して兄弟と為る、可汗は雍王に於いて、叔父也、何ぞ拜舞せざるを得ん」

子昂は曰く、

「雍王は、天子の長子なり、今元帥と為る。安んぞ中國の儲君の外國の可汗に向かいて拜舞する有らん乎！且つ兩宮(玄宗・肅宗)は殯に在り、應に舞蹈するべからず。」

力爭すること之れ久しく、車鼻は遂に子昂、魏瑀、韋少華、李進を引いて各々鞭うつこと一百、適が年少にして未だ事を諳んぜざるを以て、遣りて營に歸らしむ。瑀、少華は一夕にし而して死す。

■**回紇****[唐は分道して洛陽を攻める]**戊辰(4)、諸軍は陝州を發し、僕固懷恩は回紇の左殺と前鋒と為り、陝西節度使(上元元年に陝虢華節度使を改める)の郭英乂、神策觀軍容使の魚朝恩を殿と為し、澠池より入る(道を

分けて竝に入り、以て洛陽を攻める)。潞澤節度使の**李抱玉**は河陽より入る。河南等道副元帥の**李光弼**は陳留より入る。**雍王**は陝州に留まる。辛未(7)、**懷恩**等は同軌(河南の永寧県は北周の同軌県の地、同軌城有り)に軍す。

■**回紇**[**洛陽で史朝義は破れ逃走**] **史朝義**は官軍の將に至らんとするを聞き、諸將に謀る。**阿史那承慶**は曰く、

「唐が若し獨り漢兵と來たれば、宜しく衆を悉くして與に戦うべし。若し回紇と俱に來たれば、其の鋒は當たる可からず、宜しく退きて河陽を守り以て之を避くべし。」

朝義は従わず。壬申(8)、官軍は洛陽の北郊(去年に邙山の敗に河陽・懷州は皆賊に陥る)に至り、兵を分けて懷州を取る。癸酉(9)、之を抜く。乙亥(11)、官軍は横水(洛陽の北郊)に陳す。賊衆數萬、柵を立てて自ら固め、**懷恩**は西原に陳し以て之に當たる。驍騎及び回紇を遣わして南山に並いて(12-353p)柵の東北に出、表裡合い撃ち、大いに之を破る。**朝義**は其の精兵十萬を悉して之を救い、昭覺寺に陳し、官軍は驟々之を撃ち、殺傷は甚だ衆し、而るに賊陳は動かず。**魚朝恩**は射生五百人を遣わして力戦し、賊は死者は多しと雖も、陳亦た初めの如し。鎮西節度使の**馬璘**は曰く、

「事は急なり矣！」(陣を犯せども陥る能わず、引き退けば必ず敗れん、故に曰う)

遂に單騎にして奮撃し、賊の兩牌(楯。晋宋の間は之を彭排と謂う。南方は皮を以て竹を編みて之を為り、以て敵ほ捍。北人は木を以て之を為る)を奪い、萬衆の中に突入す。賊の左右は披靡し、大軍は之に乗り而して入り、賊衆は大いに敗れる。石榴園、老君廟に轉戦し、賊は又た敗れる。人馬は相い蹂踐し、尚書谷を填め、斬首は六萬級、捕虜は二萬人、**朝義**は輕騎數百を將いて東に走る。**懷恩**は進みて東京及び河陽城に克ち、其中書令の**許叔冀**、**王胄**等を獲り、制して之を釋す。**懷恩**は**回紇可汗**を留めて河陽に營し、其の子の右廂兵馬使の**瑒**及び朔方兵馬使の**高輔成**をして歩騎萬餘を帥いて勝ちに乗りて**朝義**を逐わしめ、鄭州に至り、再び戦いて皆な捷つ。**朝義**は汴州に至り、其の陳留節度使の**張獻誠**は閉門して之を拒む。**朝義**は濮州に奔り、**獻誠**は開門して出で降る。

■**回紇**[**回紇は東京を略奪しつくす**] **回紇**は東京に入り、肆に殺略を行い、死者は萬を計り、火は累旬滅せず。朔方、神策軍も亦た東京、鄭、汴、汝州は皆な賊の境為るを以て、過ぎる所虜掠し、三月にして乃ち已み、比屋は蕩盡し、士民は皆な紙を衣とす。**回紇**は悉く掠める所の寶貨を河陽に置き、其の將の**安恪**を留めて之を守らしむ。

■十一月、丁丑(13)、露布(勝利報告)は京師に至る。

■**[燕の偽官を受ける者は本領安堵]** **朝義**は濮州より北に河を渡り、**懷恩**は進みて滑州を攻め、之を抜き、追いて**朝義**を衛州に敗る。**朝義**の睢陽節度使の**田承嗣**等の兵四萬餘人を將いて**朝義**と合し、復た來たりて拒み戦う。**僕固瑒**は撃ちて之を破り、長驅して昌樂(魏州に属す県、直隸省大名道南樂県、現・河南省濮陽市南樂県)の東に至る。**朝義**は魏州の兵を帥いて來たりて戦い、又た敗走す。是に於いて鄴郡節度使の**薛嵩**は相、衛、洺、邢四州を以て**陳鄭**に降り、澤潞節度使の**李抱玉**、恆陽節度使の**張忠志**は恆、趙、深、定、易五州を以て河東節度使の**辛雲京**に降る。**嵩**は、**楚玉**(薛訥の弟)之子也。**抱玉**等は已に軍を進めて其の營に入り、其の部伍を按じ、**嵩**等は皆な代を受ける。居ること何くも無くして、**僕固懷恩**は皆な位に復せしむ。是に由りて**抱玉**、**雲京**は**懷恩**に貳心有るを疑い、各々表して之を言い、朝廷は密に之が備えを為す。**懷恩**も亦た上疏して自ら理し、上は之を慰勉す。辛巳(17)、制す

「東京及び河南、北の偽官を受ける者は、一切問わず。」

■己丑(25)、戸部侍郎の**劉晏**を以て河南道水陸轉運都使を兼ねしむ。

■**[李寶臣の來降]** 丁酉(33)、**張忠志**を以て成德軍節度使と為し、恆、趙、深、定、易五州を統べしめ、姓

の李, 名の寶臣を賜る。初め, 辛雲京は兵を引いて將に井陘を出でんとし, 常山の裨將の王武俊は寶臣を説いて曰く、

「今河東の兵は精銳なり, 境を出でて遠く鬥えば, 敵す可からざる也。且つ吾は寡を以て衆に当たり, 曲を以て直に遇う, 戦えば則ち必ず離れ, 守れば則ち必ず潰える, 公は其れ之を圖るべし。」

寶臣は乃ち守備を撤し, 五州を擧げて來降す。復た節度使と為るに及び, 武俊之策を以て善しと為し, 擢んで先鋒の兵馬使と為す。武俊は, 本は契丹也, 初めの名は沿諾干。

■[郭子儀は僕固懷恩の功績を認める]郭子儀は僕固懷恩が河朔を平らげるの功有るを以て, 副元帥を以て之に讓るを請う。己亥(35), 懷恩を以て河北副元帥と為し, 左僕射を加え中書令、單于、鎮北大都護、朔方節度使を兼ねしむ。

■[史朝義を莫州に追い詰める]史朝義は走りて貝州に至り, 其の大將の薛忠義等と兩節度は合い, 僕固瑒は之を追いて臨清(漢の清淵県。北魏は臨清に改める。唐は貝州に属す。魏州北150里、山東省東臨道臨清県、現・聊城市臨清市)に至る。朝義は衡水より兵三萬を引いて還りて之を攻め, 瑒は伏を設けて撃ちて之を走らす。回紇も又た至り, 官軍は益々振るい, 遂に之を逐う。大いに下博(漢の県、時に深州に属す。直隸省保定道深県、現・河北省衡水市深州市南東部)の東南に戦い, 賊は大敗し, 屍を積んで流れに擁り而して下り, 朝義は莫州に奔る。懷恩の都知兵馬使の薛兼訓、兵馬使の郝庭玉は田神功、辛雲京に下博に會い, 進みて朝義を莫州に圍む, 青淄節度使の侯希逸は繼いで至る。

■十二月, 庚申(56), 初めて太祖(景皇帝)を以て天地に配す。

代宗睿文孝武皇帝上之上

肅宗文明武德大聖大宣孝皇帝下之下廣德元年(癸卯, 763年)

(代宗は始めの名は俶、のちに名を豫と改める。肅宗の長子なり。登遐の後、議して廟号を上りて世宗と曰う。太宗の諱を避けて改めて代宗と曰う)

■春, 正月, 己卯(15), 吳太后(帝の母)を追諡して章敬皇后と曰う。

■癸未(19), 國子祭酒の劉晏を以て吏部尚書、同平章事と為し, 度支等使は故の如し。

■[來瑱は左遷され、路に死す]初め, 來瑒は襄陽に在り, 程元振は請托する所有れども, 従わず。相と為るに及び(去年に來瑒を同平章事を加える), 元振は瑒を譖す、

「言は不順に渉る。」

王仲升は賊中に在り, 屈服するを以て全きを得, 賊は平らぎて歸るを得, 元振と善く, 奏す、

「瑒は賊と合い謀り, 仲升が賊に陥るを致す。」

壬寅(38), 瑒は坐して官爵を削り, 播州に流され, 死を路に賜わる。是に由り籓鎮は皆な元振に切齒す。

■[史朝義は幽州に逃亡、田承嗣は裏切る]史朝義は屢々出でて戦い, 皆な敗れ, 田承嗣は朝義を説き, 親ら幽州に往きて兵を發し, 還りて莫州を救わ令め, 承嗣は自ら莫州を留守するを請う。朝義は之に従い, 精騎五千を選びて北門より圍みを犯し而して出ず。朝義は既に去り, 承嗣は即ち城を以て降り, 朝義の母、妻、子を官軍に送る。是に於いて僕固瑒、侯希逸、薛兼訓等は衆三萬を帥いて之を追い, 歸義(幽州に属す、直隸省保定道雄県西北三十五里、現・保定市雄県)に及び, 與に戦い, 朝義は敗走す。

■[史朝義は窮蹙し縊る]時に朝義の范陽節度使の李懷仙は已に中使の駱奉仙らに降を請うに因りて, 兵

馬使の**李抱忠**を遣わして兵三千を將いて范陽縣に鎮せしむ、**朝義**は范陽(涿郡の治所、京兆涿県、現・保定市定興縣固城)に至り、入るを得ず。官軍は將に至らんとし、**朝義**は人を遣わして**抱忠**を諭すに大軍が莫州に留まり、輕騎にて來たりて兵を發して救援する之意を以て、因りて責めるに君臣之義を以てし、**抱忠**は對えて曰く、

「天は燕に^{さいわ}祚いせず、唐室は復興す。今既に唐に歸す矣、豈に更に反覆を為す可けんや、獨り三軍に愧じざらん邪！大丈夫は詭計を以て相い圖るを恥す、願わくは早く去就を擇びて以て自ら全くするを謀るべし。且つ**田承嗣**は必ず已に叛く矣、然らざれば、官軍は何を以て此に至るを得ん！」

朝義は大いに懼れ(12-355p)、曰く、

「吾は朝來未だ食せず、獨り一餐を以て相い餉する能わざる乎！」

抱忠は乃ち人をして食を城東に設け令む。是に於いて范陽の人の**朝義**の麾下に在る者、並びに拜辭し而して去り、**朝義**は涕泣し而して已む、獨り胡騎數百と既に食し而して去る。東に廣陽(檀州燕樂縣に北魏は廣陽を置く。北齊は郡を廢す。而して旧の郡名猶ほ存す、現・北京直轄市密雲区)に奔り、廣陽は受けず、北に奚、契丹に入らんと欲し、溫泉柵(平州の界、石城縣の東北、現・秦皇島市周辺)に至り、**李懷仙**の兵は之を追及す。**朝義**は窮蹙し、林中に縊り、**懷仙**は其の首を取りて以て獻ず。**僕固懷恩**は諸軍と皆な還る。

■[安史の乱終息]甲辰(40)、**朝義**の首は京師に至る。

■[回紇]閏月、己酉(45)夜、回紇の十五人有り含光門(唐の大極宮の南面三門の西。真ん中を朱雀門、東を安上門)を犯し、鴻臚寺に突入し、門司は敢えて遏めず。

■[節度使の追認]癸亥(59)、**史朝義**の降將の**薛嵩**を以て相、衛、邢、洺、貝、磁(漢の高平健、周の武帝は此に於いて滏陽縣を置く。隋の開皇十年に郡を廢して磁州を置く。唐の武徳元年に相州を分けて磁州を置く。貞觀元年に州廢す。薛嵩は已に師を得、復た表して和州の滏陽・洛州の邯鄲・武安を以て磁州を置く、現・河北省邯鄲市磁縣)六州節度使と為し、**田承嗣**を魏(漢の魏郡、現・河北省邯鄲市大名縣)、**博**(漢の東郡聊城縣、現・山東省聊城市東昌府区)、**德**(漢の平原郡、現・山東省德州市平原縣)、**滄**、**瀛**五州都防禦使と為し、**李懷仙**は故地に仍りて幽州(范陽節度使を改めて幽州節度使と為す。時に已に平盧は陥る)、**盧龍**節度使と為す。時に河北の諸州は皆な已に降り、**嵩**等は**僕固懷恩**を迎え、馬首に拜し、行間に自ら效すを乞う。**懷恩**も亦た賊平らぎ寵衰えるを恐れ、故に奏して**嵩**等及び**李寶臣**を留めて分けて河北に帥たらしめ、自ら黨援を為す。朝廷も亦た兵革を厭苦し、苟(敬×)くも無事を冀い、因り而して之を授ける。

■[回紇][馬燧の先見、回紇と僕固懷恩を警戒]回紇の**登裡可汗**は國に歸り、其の部衆の過ぎる所は抄掠し、廩給小しく意の如くならざれば、輒ち人を殺し、忌憚する所無し。陳鄭、澤潞節度使の**李抱玉**は官屬を遣わして置頓せしめんと欲し、人人は辭し憚り、**趙城**(隋の義寧元年に霍邑を分けて趙城縣を置き、晋州に属す。山西省河東道趙城縣西南、現・臨汾市洪洞縣趙城鎮)の尉の**馬燧**は獨り行くを請う。回紇の將に至る比おい、**燧**は先ず人を遣わして其の渠帥に賂し、

「暴掠する毋かれ」

と約し、帥は之に旗を遣りて曰く、

「令を犯す者有れば、君は自(處×)ら之を戮すべし。」

燧は死囚を取りて左右と為し、小しく違令有れば、立ちどころに之を斬る。回紇は相い顧み色を失い、其の境を渉る者は皆な手を拱いて約束に遵う。**抱玉**は之を奇として、**燧**は因りて**抱玉**に説きて曰く、

「**燧**は回紇と言ひ、頗る其の情を得たり。**僕固懷恩**は功を恃んで驕蹇、其の子の**瑒**は勇を好み而して輕々しく、今内に四帥(田承嗣・李寶臣・李懷仙・薛嵩)を樹て、外に回紇と交われば、必ず河東、澤潞を窺う之志有

り、宜しく深く之に備えよ。」

抱玉は之を然りとす。

■[來瑱の部下の梁崇義を拔擢]初め、長安の人の梁崇義は羽林射生を以て來瑱に従い襄陽に鎮し、右兵馬使に累遷す。崇義は勇力有り、能く鐵を巻き鉤を舒べ、沉毅寡言にして、衆心を得る。瑱之入朝する也、諸將に命じて分けて諸州に戍せしむ。瑱は死し、戍する者は皆な奔りて襄陽に歸る。行軍司馬の龐充(蓋し是より先、來瑱は龐充をして河南行營に赴き、史朝義を討つに会せしめしなり)は兵二千を將いて(12-356p)河南に赴き、汝州に至り、瑱の死するを聞き、兵を引いて還りて襄州を襲う。左兵馬使の李昭は之を拒み、充は房州に奔る。崇義は鄧州より戍兵を引いて歸り、昭及び副使の薛南陽は長と為るを相譲り、之久しく決せず、衆は皆な曰く、

「兵は梁卿が之を主るに非ざれば不可なり。」

遂に崇義を推して帥と為す。崇義は尋いで昭及び南陽を殺(続により補充)し、其の状を以て聞し、上は討つ能わず。三月、甲辰(40)、崇義を以て襄州刺史、山南東道節度留後(唐の藩鎮の師を命じて未だ旌節を授けざる者は先ず以て節度留後と為す)と為す。崇義は奏し瑱を改葬し、之が為に祠を立て、瑱の聽事及び正堂に居らず。

■[玄宗・肅宗の埋葬]辛酉(57)、至道大聖大明孝皇帝を泰陵(同州奉先縣の東北二十里金粟山にあり、現・陝西省渭南市蒲城縣五龍山余脈金粟山)に葬す。廟號は玄宗。庚午(6)、文明武德大聖大宣孝皇帝を建陵(喬陵×、京兆醴泉縣東北十八里武將山にあり、現・陝西省寶雞市醴泉縣)に葬す。廟號は肅宗。

■[袁晁を擒とし、浙東平定]夏、四月、庚辰(16)、李光弼は奏す、

「袁晁を擒とし、浙東は皆な平らぐ。

時に晁は衆を聚めること二十萬に近く、轉じて州縣を攻め、光弼は部將の張伯儀をして兵を將いて討ちて之を平らげ使む。伯儀は、魏州人也。

■[吐蕃、党項の重視]郭子儀は數々上言す、

「吐蕃、党項は忽^{ゆるが}せにする可からず、宜しく早く之が備えを為すべし。」

辛丑(37)、兼御史大夫の李之芳等を遣わして吐蕃に使いせしめ、虜の留める所と為り、二年(史は之を兗言す)乃ち歸るを得る。

■[立太子議論]群臣は三たび上表して太子を立てるを請う。五月、癸卯(39)、詔して秋成を俟ちて之を議するを許す。

■[河北の諸州の管]丁卯(3)、制して河北の諸州を分け、幽、莫、媯、檀、平、薊を以て幽州の管と為す。恆、定、趙、深、易を成徳の軍管と為す。相、貝、邢、洺を相州の管と為す。魏、博、徳を魏州の管と為す。滄、棣、冀、瀛を青淄の管と為す。懷、衛、河陽を澤潞の管と為す。

■[選士の方法論議]六月、癸酉(9)、禮部侍郎の華陰の楊綰は上疏す、以為く、

「古之選士は必ず行實を取る、近世は専ら文辭を尚ぶ。隋の煬帝が始めて進士科を置くより、猶ほ策試みる而して已む。高宗の時に至り、考功員外郎の劉思立は始めて奏し、進士に雜文を加え、明經に帖を加え、此より弊を積み、轉じ而して俗を成す。朝之公卿は此を以て士を待ち、家之長老は此を以て子に訓える、其の明經は則ち貼括(続は帖括、舉人は試帖に因り、遂に括取る梓会して一書を為し、相伝えて之を習誦し、以て試に応ず。これを帖括という)を誦して以て僥倖を求める。又た、人を擧げるに皆な牒を投じて自ら應ぜ令め、此くの如く、其の淳樸に返り、廉讓を崇ぶを欲するも、何ぞ得可けん也！請う縣令をして孝廉を察し、行いは郷閭に著われ、學は經術を知る者を取り之を州に薦め令める。刺史考試して、之を省に升せる。各々一經を佔するに任せ、朝廷は儒學之士を擇び、經義二十條を問ひ、策三道を對し、上第は即ち官を注し、中第は出身す

るを得、下第は罷め歸らしめん。又た、道舉(置くこと 214 卷開元 25 年にあり)は亦た國を理むるに非ず、資する所(続は無し)、望むらくは明經、進士と並びに停めんことを。」

上は諸司に命じて通議せしむ、給事の中**李棲筠**、左丞の**賈至**、京兆尹の**嚴武**は並びて**綰**と同じ。**至**は議して以為く、

「今學を試する(12-357p)者は帖字を以て精通と為し、文を考する者は聲病(平上去人の四聲を以て糾めて文を成し、音従い文順なるを聲と謂い、是に反するを病と謂う)を以て是非と為し、風流頹弊し、誠に當に厘改すべし。然れども東晉より以來、人は僑寓多く、士は郷土に居るものは、百に一二無し。請う兼ねて學校を廣め、桑梓を保つ者は郷里は焉を擧げ、流寓に在る者は癢序焉を推さん。」

禮部に敕し條目を具し以て聞せしむ。**綰**は又た五經秀才科を置かんと請う。

■**[田承嗣を節度使]**庚寅(26)、魏博都防禦使の**田承嗣**を以て節度使と為す。**承嗣**は管内の戸口、壯者を擧げて皆な籍して兵と為し、惟だ老弱をして耕稼せ使め、數年間衆十萬有り。又た其の驍健なる者萬人を選びて自衛す、之を牙兵(ここに始まる、之を以て強く、之を以て滅ぶ)と謂う。同華節度使(乾元元年に陝隴華節度使を置く。上元元年に陝西節度使と改め、河中の同州と華衆とを分けて同華節度使と為す)の**李懷讓**は**程元振**の譖する所と為り、恐懼し、自殺す。

令和 8 年 2 月 16 日 翻訳開始 11427 文字

令和 8 年 2 月 26 日 翻訳終了 23925 文字